

平成25年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

(開催日時)

平成25年8月23日(金) 13時30分～16時00分

(開催場所)

青森県庁議会棟6階第1委員会室

(会議次第)

- 1 開会
- 2 議事

【地方独立行政法人青森県産業技術センター関係】

- (1) 平成24年度財務諸表について
- (2) 平成24年度剰余金の翌事業年度充当について
- (3) 平成24年度業務実績評価について
- (4) 中期目標期間終了時の検討及び措置について

【公立大学法人青森県立保健大学関係】

- (5) 平成24年度財務諸表について
- (6) 平成24年度剰余金の翌事業年度充当について
- (7) 平成24年度業務実績評価について
- (8) 中期目標期間終了時の検討及び措置について

- 3 閉会

(出席委員等) 昆委員長、久保委員、青木委員、吉井委員、鈴木専門委員、大関専門委員、栗野専門委員(7名)

(県出席者) 農林水産部農林水産政策課 西谷課長 ほか
商工労働部新産業創造課 奥田グループマネージャー ほか
健康福祉部健康福祉政策課 岡田課長 ほか
総務部行政経営推進室 大澤室長 ほか

(法人出席者) 青森県立保健大学 鈴木理事 ほか
青森県産業技術センター 佐藤理事長 ほか

(議事要旨)

- 1 青森県産業技術センターの平成24年度財務諸表及び平成24年度剰余金の翌事業年度充当について

昆委員長：それでは、議事に入ります。青森県産業技術センターの議題1「平成24年度財務諸表について」と議題2「平成24年度剰余金の翌事業年度充当について」は関連した

項目ですので、一括して審議していきたいと思います。それではまず、県のご説明をお願い致します。

農林水産政策課：(資料1～2に基づき説明)

昆委員長：はい、ありがとうございました。ただ今、県の方からご説明いただきましたけれども、これにつきまして御質問・御意見はございますか。ございませんか。これにつきましては、ヒアリングの時にひとつの質問を除きましては特に問題にはならなかったのですが、その質問というのは、宿題になりました事項で、開示すべきセグメント情報です。財務諸表の中では25ページのところに書かれているんですけども、例えば、工業部門などの業務損益で114万いっくの赤字が出ているとかの事由が、この表を見ただけでは見えにくいのではないかと指摘が青木委員の方からございまして、それにつきまして、センターの方から御説明いただいた訳です。ただ、適正性の問題ということではなくて、内部の基準をもう少し御説明いただきたいという事だったのですが、ヒアリングの場で御説明いただきますと、そこはよく理解できると。ただ、ヒアリングの場で説明をされればよく分かるのですが、それを外部の人が見たときに、いかにも工業部門の方がマイナスになっているんじゃないかという印象を与えるので、もう少し表記の工夫とかできないのだろうかという問題があった訳でございます。ある種、表記の仕方は、法できっちり決められているのと違い、法人の方に工夫を任されている部分でもあるかと思えます。外部の人が見てすぐに分かるというのは、なかなか面倒かもしれませんが、その辺を工夫し改善しながら財務会計処理をやっていってくださいというのが、地方独立行政法人の会計処理のポリシーでもあると思うものですから、その辺のところも踏まえた上で審議をお願いしたいと思います。こういうところにつきまして、青木委員の方から何かございますか。

青木委員：まず、このセグメント情報開示をするに当たって、どういう基準で部門ごとの費用なり収益を分けているかということが組織の中で明確になっていなければいけないのと、それが継続して適用されていかなければいけないので、その点、法人としての一つの答えが出てくるようなやり方を作っていただければいいのかなという風に思います。

昆委員長：なかなか記載の仕方も難しいところもあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

農林水産政策課：その件につきましては、今伺った趣旨を踏まえて、改善に向けて意見交換して、努力していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

昆委員長：そのほか何かございますか。もし御意見がなければ、審議はこれで終了と致します。この平成24年度財務諸表と平成24年度剰余金の翌事業年度充当に対して県が承認するという点については、本委員会としては、妥当であると判断してよろしいでしょうか。それでは、妥当であると判断いたします。

2 青森県産業技術センターの平成24年度業務実績評価について

昆委員長：続きまして、議題3「平成24年度業務実績評価について」の審議に移ります。

業務実績に関する事業年度評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析を行い、その結果を考慮して業務実績全体について総合的な評価を行います。当委員会では、法人の方から提出された業務実績報告書に基づき、ヒアリングという形で調査・分析を行いました。その後、各委員には評価意見を事務局の方に提出していただきました。資料2は、各意見をまとめた実績評価書の案ですので、この案を基にして審議を進めていきたいと思っております。

産業技術センターの方の各委員の評価というのは、割と一致しておりまして、ばらつきがありません。順調に進んでいるという評価がほとんどでございます。

全体的な評価の前に、ひとつひとつの大項目につきまして、資料5ページからで話を進めていきたいと思っております。

まず、大項目1の「試験・研究開発の推進」では、「4」という評価。「5」というのは、中期計画をほとんど達成したということですので、そこまではなかなか評価しにくいとしましても、順調に進んでいるというのが「4」でございます。全ての委員の評価がこういう状況ですので、特に問題はないかと思っておりますけれども、この点につきまして委員の皆さんから御意見がございましたら述べていただきたいと思います。いかがでしょうか。それから、文言等につきましても、質問あるいは修正意見、あるいは削除あるいは足りないとかいろいろございましたら発言をお願いします。

鈴木専門委員：前回もお話ししましたが、我々は、年度目標と年度実績とを対応させて読んで評価しますので、日本語の表現というか説明の仕方は、非常に重要な部分です。今回は、おそらくこういうことだろうと思って、かなり善意を持って読ませていただいた部分もありますので、次からはこの辺の改善をお願いしたいと思います。

昆委員長：その辺は、第二期中期目標や中期計画、あるいは今年度分の実績報告書を作成する場合に法人の方で参考にさせていただくということになるかと思っておりますけれども、今回の業務実績報告書は、一応こういう形で進んでおりましたので、これをもって評価をさせていただくということになったかと思っております。内容につきましてはいかがでしょうか。こういうことでよろしいと。それでは、大項目1はこれでよしとさせていただきます。

それから、大項目2の「産業活動・製品開発等への支援」についても「4」ということでございます。「4」以下の評価はございませんので、順調な進捗状況にあるというようなことでございます。これにつきまして、委員の皆様の方から修正意見などございますか。よろしいでしょうか。それでは大項目2も、これでよしとさせていただきます。評定「4」として順調な進捗状況にある。

それから、大項目3の「成果の移転・普及」ですが、これも順調という評価「4」でございます。これにつきまして、御意見いかがでしょうか。この中の最後から2行目のところに、「引き続き、受け手から見て最適な情報提供の方法を工夫するなど、より効果的な成果の移転・普及を推進することを期待する」とあるのは、情報提供の仕方がまずいとい

うことではなくて、今以上によろしく願いますということと受け取っていただければ。

続きまして、大項目4の「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」ですが、これも評価「4」でございます。これにつきまして、何か意見等ございますか。特になければ、これも評価「4」ということになります。

次に、大項目5の「財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項」につきましても、評価「4」でございますけれども、このところで、先ほどの財務諸表のセグメント情報については、「部門ごとの実態を正確に把握できるよう改善を図り」ということをお願いしたいのですが、これは財務諸表の中に不適切な部分があるということではありません。より分かりやすく表記を工夫していただきたいというお願いでございます。いかがでしょうか。

それでは、最後の大項目6の「その他業務の運営に関する重要目標に係る必要な事項」も、評価「4」ということでございます。いかがでしょうか。

今回、産業技術センターの評価につきましては、委員の評価もほとんど「4」ということで、ばらつきなく、皆さんが「順調な進捗状況にある」という評価でございました。それらを踏まえて、全体の評価を行うわけですが、資料4ページに戻っていただきまして、全体評価としまして、「総評」と「業務の実施状況」が書かれてございます。これにつきまして、委員の皆様にご意見があれば、お話しいただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そして、3番目の「組織、業務運営等に係る改善事項」というのは、「特に改善を要する事項はない」と、このまま進めてくださいという評価でございました。全体評価がよい評価になっているかと思えますけれども、前年、知事に御報告した時には、「それって大丈夫なんですか」と聞かれまして。「実際に作りだしたものが、いい製品になっていくようお願いしたい」と知事の方から言われますので、その辺を踏まえて頑張っていたいただければと思います。

そうしましたら、地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成24年度業務実績評価は、修正なしでお認めいただくということによろしいですか。それでは、そのようお願いいたします。

3 青森県産業技術センターの中期目標期間終了時の検討及び措置について

昆委員長：それでは最後に、議題4の「中期目標期間終了時の検討及び措置」になります。

これは、県の方で作成した終了時の検討について、本委員会で審議した結果を踏まえて、意見書として知事宛に提出するということでまとめたものでございます。この意見書、文章が複雑ではございませんので、読みあげてみます。産業技術センターの第一期中期目標期間の終了時の検討について、意見が2つございまして、「今後の本県の産業振興施策の推進に当たり、試験・研究開発及び成果の移転・普及等の技術的な下支えを担う公設試験研究機関として重要な存在意義があること」、「中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること」などの理由から、「青森県が設立する地方独立行政法人として引き続き県との連携の下、法人化のメリットを最大限に活かし、業務を継続することが適当」という意見としました。これは、改善を要するとか、そういう意見でな

ければ、特に意見書としてまとめなくてもよろしいのではというのもあったんですが、一応、文書にして送っておいた方がよろしいのではないかとということで、まとめさせていただきました。原案につきまして、事務局の方から何か補足はございますか。よろしいですか。意見書の案につきまして、御意見等ありましたら。文章についてでもいいですし、結論というか、前回のヒアリングの後にも少し御相談した訳ですけども、いかがでしょうか。この文章のままでよろしいでしょうか。はい、それでは御意見がないようですので、これを意見書として提案させていただきたいと思います。

それで、先ほどの業務実績報告書もそうですが、後ほど、文言や句読点などの小さな修正がある場合、委員の皆様にお諮りするほどではない場合には、事務局と委員長の方に一任させていただくということでよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

今日の結果は、9月の初旬に知事の方に報告することになります。あと、事務局の方からお伝えすることはあるでしょうか。ないですか。それでは、これで産業技術センターに関する審議は終了ということになります。

《 休 憩 》

4 青森県立保健大学の平成24年度財務諸表及び平成24年度剰余金の翌事業年度充当について

昆委員長：それでは、議事に入ります。議題5「平成24年度財務諸表について」と議題6「平成24年度剰余金の翌事業年度充当について」は、関連がありますので一括して審議を行いたいと思います。それではまず、県側の説明をお願いします。

健康福祉政策課：(資料4～6に基づき説明)

昆委員長：ありがとうございました。ただ今御説明いただきました内容につきまして、御質問や御意見がございましたら、いかがでしょうか。内容的には特に問題はなかったと思いますけれども。よろしいでしょうか。

それでは特に御意見がないようですが、以前もお話ししたと思いますけれども、説明資料5の「2 経営努力の具体的な取扱いについて」というところで、例外の範囲について、学生定員が充足していない場合、それを目的積立金の方にするのではなく県の方に返還するという部分の考え方ですが、「国立大学法人制度においては」という風に書かれているんですけども、国立大学法人も定員の充足率が何%っていない場合には、所定の計算に則って、国の方に運営交付金を返還しますとなっているのですが、ここが県の方と大きく違ってまして、国立大学法人の方は、学部は学部の定員の充足、大学院は大学院の、修士課程は修士課程の、博士課程は博士課程のという計算の仕方ですので、県の方は学部、修士、博士全部合計して90%ということですので、そこの計算の仕方はちょっと違うということなんですね。ですから、国立大学法人の制度をそのまま使っているのではない。実際、当初保健大学の方が法人化して出発したところで、目的積立金とかのインセンティブを持って頑張ってもらおうという趣旨で、県の方としては非常に緩く作ってくれていると

いう風に理解していいですか。

ですから、国立大学とかに準じているのはちょっと違うと。国立大学法人の制度としては、そういう制度がある。そういうことだと思いますね。

健康福祉政策課：委員長からの御指導も賜りながら、ここはやはり、もう少し考えていかなければならないと。他の大学ですとか、いろいろな公立大学以外の部分も含めまして、情報収集したいなど。納得性のあるものに。

昆委員長：どっちがいいかというのと、一律に何%というのと、大学院というのは種々の事情があって、例えば保健大学のように社会人学生が多いとか、いろいろあると思うので、一概に何%と切るのが妥当なのかどうかというのもあるので、是非そこはうまく考えていただければと思います。

それでは、財務諸表と目的積立金への充当について特に問題はないということになるかと思しますので、県が承認することについては、妥当であると判断します。それでは、次の議題に移ります。

5 青森県立保健大学の平成24年度業務実績評価について

昆委員長：続きまして、議題7の「平成24年度業務の実績評価について」の審議に移りたいと思います。それでは資料7を御覧いただきまして、大項目の評価の方から進めていきたいと思います。

委員の皆様から評価意見を提出していただきまして、その評価を踏まえて点数をつけるということになっている訳ですけれども、大項目1の「教育研究の質の向上に関する目標を達成するための計画（教育）」に関しては、中期目標・中期計画の達成における順調な進捗状況にある、評価「4」という高い評価でございます。それで評価「5」が最高ですけれども、それは中期計画をほぼ達成してしまったという状況ですので、評価「4」というのは、高い評価と考えてよろしいかと思えます。ただその前に、委員の皆様の見を集計する時に平均をとっていきまして、「3」ということで四捨五入するような形で、評価「4」と記載してございます。問題なく「4」という訳ではなくて、「3」という意見も結構ございましたので、宿題を含みながらの評価「4」であると考えればよろしいかと思えます。次の大項目につきましても、評価「4」と言っておりますけれども、ストレスの状況の評価「4」でございます。これは、法人の方の自己評価におきましても、Bという判定がかなり多かったというのが原因となっているところでございます。大項目1につきまして、中の文章とか、「4」という評価も含めまして、委員の皆さんの方から御意見、修正意見、お出し願いたいですが、大体ヒアリングの時に述べられたことや議論したところが主にここに述べられているかと思えます。いかがでしょうか。

ただ、「教育」に関しましては、大学院のところはB評価が多い部分もあったりしていただのですが、学部生の教育における国家試験の合格率ですとか、そういうところは委員の皆さん高く評価しておられます。就職率もですね。ただ、就職率は、中期目標の中に、

県内への就職率にも配慮しましょうと書かれているので、そこはもう少し高める工夫ができないものかと。そういう提案というか、お願いというか。これでよろしいですね。はい。

それでは、大項目2の「研究」に移ります。これも、前回ヒアリングなどの中でも問題になりましたが、やはりB評価が多くて、論文に関してとか、研究の水準とか、大学院生の研究水準とか、そういうところがどうしても問題になっている訳ですけども。それともう一つ、「3」と「4」の評価の境目というところ。何が問題になっているかという、非常に学際的なプロジェクトをやっているのは皆さん評価しているんですけども、法人化して活発に研究発表されて、外部資金の獲得もぐんと上がった訳です。その後、毎年上げていくというのは非常に困難だというのはよく分かるんですね。というのは、大学の規模とか教員数とかからいきますと、右肩上がりになっていくというのは、ほぼ限界に近付いているというのはよく理解できる。ただ、目標設定として、毎年度毎年度徐々に上げていきたいと思いますということになると、そのところに少し不満があるのではないかという意見と、もう限界に近付いているので横ばいだったとしてもマイナス要因と捉えるのはどうかという意見もあります。ですから、その辺は意見の分かれるところですけども、研究発表の内容や発表数に関しては、もう少し頑張っていたきたいというのが、基準協会からの方の意見の中にもありました。そういうところですけども、委員の皆さんの中からそこを更に付け加えるとか修正するとか、ございますか。あるいは評価「4」というのを修正した方がというのは。いかがでしょうか。特になければ、このままでよろしいでしょうか。はい。

それでは、次に大項目3の「地域貢献」の方ですが、これは国際交流の部分ではなかなか難しい部分もあったと。東日本大震災とかいろいろな要素もあったりして、なかなか難しい部分もあったということでございますけれども、これも平均しまして「4」という状況になってございます。これにつきまして、委員の皆さんはいかがでしょうか。特に御意見がなければ「4」という評定で。はい。

それから、大項目4の「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画」というところも、順調な進捗状況にあるということですけども、これまで何回か問題になった部分というのは、監査のところ、特に内部監査だと思いますけれども、ここがちょっと気になるなということで、監査の業務体制を検証する必要があるのではないかという意見が、ここに書かれております。委員の皆様いかがでしょうか。法人の方でも、ここが分かりにくいかもしれないので、ちょっと付け加えた方がいいかもしれないですけど。監査業務体制というと仰々しいですけども、法人ですから、当然に監事監査はある。法人として、監事を2名お願いしている訳ですから、その人達による監査と。それから当然、会計についての監査がある。外部の監査法人とか、公認会計士による監査ではない。監事の方達の会計監査と。それで、会計監査については問題なしということだと思っておりますけれども、業務監査で気になったところは、前に何回か触れました業務のチェックの仕方ですね。監事の方が業務の監査なども兼ねて、法人の業務状況などを監査しておられて、それに対して法人の職員の方もそれについて協力してやっていくという仕組みを取っておられる。それから、内部監査要綱もきちんと整備されております。ただ、内部監査要綱を見ましても、そのところはある種、会計監査を中心にしているようなものだろうと。それで、業務監査は、監事の方と月1回報告会を行い、チェックしているけれども、例えばどんな

チェックが必要なのかというと、法人の教員の方達というのは、いろいろな仕事を頼まれて外部にも出ていったりする。そうしますと、それは兼業ということになる訳ですね。そうすると当然、兼業に関する規程があって、ある種の書類を大学に提出して、兼業許可を受けて兼業に出ると。当然それは、役職のある方、例えば、学部長や学科長ですとか、そういう人達がチェックをし、判子をつき、理事や学長が決裁するという仕組みになっているんだと思います。そして、それをチェックしておられる訳です。けれども、更に内部でのチェックというのが、内部監査。内部監査と言うほど仰々しくなくてもよいのですが、内部でチェックするというのは、内部でそういう組織を持って、そういう兼業関係の書類を全部提出してもらうなどして、規則に則って、ちゃんと兼業の処理が行われているかどうかチェックする訳なんです。書類が提出されない部分があるとか、あるいは兼業に行っているのに届けが出ていない変な状況がいくつかあるとか。例えば、派遣願が出ていないじゃないかというチェックをやって、それを学長なり担当の理事なりに、改善を求めるように報告するとか、そういうものなんです。学科長とか学部長がチェックしているから大丈夫です、というのではなくて、それを更にチェックする。例えば、物品を購入する場合、保健大学ではどういう風にやっておられるか分からないですけども、随意契約の部分がある訳ですね。10万円以内だったら、教員の人達が業者に直接発注していいですよとか、そういう時にちゃんと物品が納入されたかどうか当然チェックしている。けれども、更に学内の独立した何人かがチェックして、ああやっぱり大丈夫ですねというダブルチェックのような、そういう感じなんです。そういうのは、会計の責任者がちゃんとやっていますと。それはそうなんです。それを更に。もうひとつ例を挙げますと、今、情報機器の取扱い、情報漏洩が非常に問題になっていきますけれども、大学の備品であるパソコンを、ある先生が何かの講演会なり研究会なりに持って外へ出て行った。それを落とした。そこに学生の個人情報なんかも入っていたと。これは、とある大学のケースですけども。そうしますと、情報端末を学外に持ち出す規程がきちんと大学にはある訳ですけども、それに則って各学科で行われているかどうか。勝手に持ち出したりとか、面倒くさいから手続きをしていないとか規則どおりにちゃんとやっているか、そういうのをチェックしたりする訳です。そういう仕組みが、監事との1か月1回の対応で十分にできるのだろうか、とか。あるいは、年間の内部監査計画というのだったら、ちゃんと計画が立てられて、内部で選ばれた何人かが、監事のアドバイスを受けながらでもいいですけど、本当は監事からも独立しててもいいんですけども、そうやってダブルチェックが行われているかどうかという、そういう仕組みが確立しているかどうかというのをチェックしたいということだったんです。そうすると、どうもそこどころがまだはっきりしない部分がありますねという、そういうところだったんです。なぜそういうのが必要かということ、職員がパソコンを持ち出しているかという、監視している訳ではないんです。職員を守るためなんです。どちらかと言うと。もし、その職員が盗難にあったとすると、盗まれたのだから私悪くないですと言っても、その人がちゃんと所定の手続を踏んで大学から情報端末を持ち出していつているのだとしたら問題ないけれど、何もしないで勝手に持っていったのだとすれば、大学の方としても処分せざるを得なくなってしまう。だから、職員を守るためにも、そういうものが必要ということなんです。職員が間違っても、粗を探すとか、そういう意味合いでやると監査も変な具合になってしまう。あくまでも、きちんとダブル

チェックをして、間違いがないように。要するに、適法性と。それから、業務の合理化、合理性というのもチェックしなければならないのもある訳なんですよ。機械を3台買ってやっているけれども、1台で済む話なんじゃないですかとか、その辺は会計監査でもやっておられると思うんですけども。今例に挙げたようなのは、保健大学としては、こういう方法できちんとやっていると言うかもしれないけれども、それがもうちょっと分かりやすいというか、見えるような形で提案されていれば、実績報告書の中でも見やすくなるんじゃないのかなと。そういう気がしているということなんです。教員90何名、それに事務局員30名くらいでしょうか。そういう組織ですので、監査の仕方というのは、大きい規模の事業体と同じような仰々しい内部監査は多分必要ないんだと思います。そういうようなことでございます。このところも、「4」でよろしいですか。はい。

それから、大項目5の「財務内容の改善に関する目標を達成するための計画」ですけども、これも「4」と。順調な進捗状況ということでございます。この評価の中で、人件費削減とか定員管理計画というのが順調に進んでいるということなんです。委員の中からは、むしろこんなに人員削減して大丈夫なんですかと心配の声が出ているというところで。これに対して御意見いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、大項目6の「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画」ですが、このところは順調な進捗状況ということで、委員の多くの方が高く評価しているところでありまして。更に御質問・御意見ございましたら。そのままの記載でよろしいでしょうか。それでは、このようにさせていただきます。

それから、大項目7の「その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画」ですけども、これも順調な進捗状況ということでございます。これも文言までこれでいかがですか。特に問題ないと思いますけれども。

それでは、初めの方に戻っていただきまして、資料3、4ページ、全体の総評のところ、まとめたものがございます。「組織、業務運営等に係る改善事項等」に関しましては、特に改善をお願いしたいというところはないと。それで「業務の実施状況」につきましても、ここに記載されているように、概ね業務運営に関しては、着実に実施されているという結果となっているかと思えます。ただ、ここもちょっとお願いというか、今後御検討いただければというところは、「業務運営の改善及び効率化」の「効率化」は、「合理性」と考えていただいてもいいかもしれないです。「監査業務体制や教員人事評価システムの検証」というところですね。第二期中期目標期間では、どういう風に人事評価を計画されるかということにもよるかと思えますけれども、一挙に人事評価を給与に反映というところまで第一期中期目標期間では設定したんですけれども、やってみたところ、なかなか難しい部分もあるようですので、そこはどんな風に持っていくかというのをひとつ工夫していただければということだと思います。

それで、「総評」としましては、「全体としてほぼ計画通りに実施しており、総じて順調な進捗状況にあると評価できる」訳ですけども、ただ、年度計画の自己評価でもB評価となっている部分、実施していないと判断される部分については、25年度が最終年度ですので、一層の取組をお願いいたしますということだと思っております。この表現とか結論あるいは内容につきまして、委員の皆様からいかがでしょうか。これでよろしいですか。

はい。

それでは、特に修正意見とかもございませんでしたので、資料の案を取りまして、これを業務実績評価書とさせていただきます。ただ、これを最終的に見直した段階で、例えば、句読点の整理ですとか、ちょっとした文言の整理とかが出てきた場合には、事務局と委員長の方で対応するという事でお任せ願えますか。それでは、そのようにさせていただきますと思います。

6 青森県立保健大学の中期目標期間終了時の検討及び措置について

昆委員長：それでは最後に、議題8の「中期目標期間終了時の検討及び措置について」の審議ですけれども、これは県の方でまとめられたものに対し、委員会として意見をどのように述べるかということになります。意見書でございますが、まず理由が3つございます。保健大学には「青森県の目指す「命と暮らしを守る」社会の実現へ向け、専門性を有する人材育成及び教育研究成果の還元など地域貢献活動において重要な存在意義があること」。それから、「中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること」。それから、「大学基準協会の認証評価結果が適合とされていること」というのは、大学としての法的な条件等は全て満たしているということです。「青森県が設立する公立大学法人として引き続き県との連携の下で、法人化のメリットを最大限に活かして業務を継続することが適当と考えられる」。このような県への意見ということになるかと思えます。

今後の業務運営に関してですが、特に更なる改善や社会情勢への変化への対応が求められる訳ですので、念頭においていただきたい留意事項というのを別紙にまとめてあるということでございます。大学院の教育・研究の充実ということに取り組んでいただきたいと思えます。博士前期課程の定員の充足率の向上ですとか、向上というのは定員の見直しも含むかと思えますけれども、そういうところも御検討願えませんかと。それから学生への支援ですが、これは、ここにもございますように、各種国家試験合格率・就職率は非常に高水準であると。これは皆さん評価しているところですが、中期計画の中にもありますように、県内就職率を何とか向上できないものだろうか。これは法人だけで頑張ってもなかなか難しいものもあるので、やはり県と法人が連携して支援体制の強化を図っていただけないだろうかということでございます。それから、研究成果というものを、県が抱えるいろいろな問題に結び付くように一層展開していただけないでしょうかということですね。それから、中期計画と年度計画の着実な実施のための業務運営体制。リアルタイムで問題点をチェックしていけるような体制とか、そういうのを構築していただければという要望もあります。このような留意事項を県の方にお返しするという提案でございますけれども、いかがですか。これでよろしいでしょうか。

それでは、これも修正がないようですので、この意見書をもって県の方にお返しするというにしたいと思います。

さて、これで必要な審議はすべて終了いたしました。今日は本当にありがとうございました。